

手話言語法の制定等について

《提案・要望の内容》

- ろう者の基本的人権として、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語法を制定すること。
- 手話が多くの人のにとってより身近なものとなるよう、手話に関する全国的なイベント等の開催、助成制度の整備、児童・生徒の学校における手話の学習機会の確保等を全国的に推進すること。
- 2025年に日本で開催される第25回夏季デフリンピックの成功に向け政府として全面的に支援するとともに、手話通訳者等の養成・レベルアップ、海外出場チームのキャンプ受入れ等を行う自治体の支援等を推進すること。

1. 「手話を広める知事の会」の設立と全都道府県の加入

- 手話言語を全国に一層広げるため、平成28年7月21日に「手話を広める知事の会」を設立した。ろう者にとって「手話はいのち」であり、知事有志が力を合わせ、手話という重要なコミュニケーション手段に対する社会的認知を高め、普及を図っていくための取組を推進。

・設立日	平成28年7月21日 設立にあたり、同日、参議院議員会館にて、「手話を広める知事の会」設立イベント、手話言語フォーラムを開催。
・目的	手話言語を全国に広げ、手話言語法の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。
・会員	本会の趣旨に賛同する都道府県知事。 ⇒平成29年10月13日に全都道府県が加入

2. 手話言語法の制定に期待すること

- 手話が言語であることが認められることにより、次のような社会の実現が図られる。
 - (1) 手話言語の教育環境が整備され、ろう児やその保護者が手話言語に関する正しい情報を得て、習得することなどができる社会
 - (2) ろう者が日常生活や職場などで自由に手話言語を使ったコミュニケーションをとることができる社会
- ※平成29年11月7日、平成30年4月25日、令和元年10月15日、令和3年11月19日、令和4年11月15日に東京で手話言語フォーラムを開催し、手話言語法の制定に向けて取り組んでいくことを宣言。

<参考>

① 全国自治体における手話言語条例の制定

- 「鳥取県手話言語条例」制定後、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県、愛知県、秋田県、山形県、大阪府、奈良県、和歌山県、新潟県、石川県、京都府、福井県、静岡県、北海道、岐阜県、富山県、佐賀県、茨城県、福島県、宮崎県、山口県、鹿児島県、青森県、大分県、宮城県、熊本県、岡山県、東京都及び北海道石狩市などで同様の条例が制定されている。(令和5年2月18日現在 34都道府県 17区 413市町村 計464自治体)

② 手話言語法制定を求める意見書の採択

- 手話言語法制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100パーセンを達成。手話言語法制定を求める国民の願いが集結した。

③ 「全国手話言語市区長会」の設立

- 全国の市区長によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日に設立された。相互の連携・協力、情報交換等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。
現在、618の市区長が入会している。(令和5年1月30日現在)

④ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行・附帯決議

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月25日に公布・施行され、附帯決議に、「手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること」が盛り込まれた。

⑤ 障害者権利条約の実施状況に関する日本政府への総括所見

- 障害者権利条約の障害者権利委員会が令和4年9月9日に出した日本政府への総括所見において、日本の手話が公用語として法律で認められていないことへの懸念及び勧告が盛り込まれた。

[総括所見における関係部分抜粋] ([]内は外務省仮訳)

III. Principal areas of concern and recommendations

[III. 主要分野における懸念及び勧告]

B. Specific rights (arts. 5-30)

[B. 個別の権利 (第5-30条)]

Freedom of expression and opinion, and access to information (art. 21)

[表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会]

45. The Committee is concerned about:

[45. 委員会は、以下を懸念する。]

- (c) The lack of recognition in law of Japanese Sign Language as an official language, the lack of training in the use of sign language and the lack of sign language interpretation in all areas of life.

[(c) 日本手話の公用語としての法律上の承認の欠如、手話使用の研修の欠如、及びあらゆる活動分野における手話通訳の欠如。]

46. The Committee recommends that the State party:

[46. 委員会は、締結国に以下を勧告する。]

- (c) Recognize in law Japanese Sign Language as an official language at the national level, promote access to and the use of sign language in all areas of life, and ensure the training and availability of qualified sign language interpreters.

[(c) 国として日本手話が公用語であることを法律で認めること、あらゆる活動分野において手話を利用及び使用する機会を促進すること、有資格の手話通訳者の研修及び利用が可能であることを確保すること。]

3. 手話の普及に効果を示している取組の事例

(1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園

- 鳥取県では、これまで毎年「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催（令和4年度で第9回）。高校生が手話を使った演劇、ダンス等で競い合う大会であり、これまで、延べで約500校、4,000人以上の生徒が参加。
- 参加した生徒のほとんどが大会を通じて手話を学ぶことへの肯定感を高めただけでなく、中には、地元イベント等で手話パフォーマンスを披露し、伝道師的な役割を果たす生徒も出ているほか、地元メディア等に取り上げられた出場校もあり、大会を通じた手話の普及が着実に進んでいる。

(2) 児童用手話検定（手話チャレ）

- 鳥取県独自で開発した、動画を見ながら手話表現を覚えたり、自分がどれくらい手話表現を覚えたか力試ししたりできる教材。主な対象は小学生であり、県内各地の小学校で導入。
- 早期に手話に触れる機会を持たせることで、手話に親しみやすさを感じる気持ちの醸成や円滑な手話の習得などの効果が期待される。

4. 手話を広める知事の会によるデフリンピック開催の応援

- 令和4年度手話を広める知事の会総会（令和4年11月15日開催）において、第25回夏季デフリンピックの選手キャンプ地の設置への協力等の応援を進めていくことを議決。